

京・くらしの安心安全情報 第22号

(平成20年7月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

- 平成20年4月の相談件数は684件で、前年同時期(599件)と比べ増加!
- 不当請求・架空請求は123件と前年同時期(154件)に比べ減少しつつづけているものの他と比べると依然として被害は多い!
- 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)設置、特別相談の実施により、フリーローン・サラ金の相談が大幅に増加!
- 敷金返還トラブルなど、賃貸住宅に関する相談が前年同時期(63件)と比べて微増。

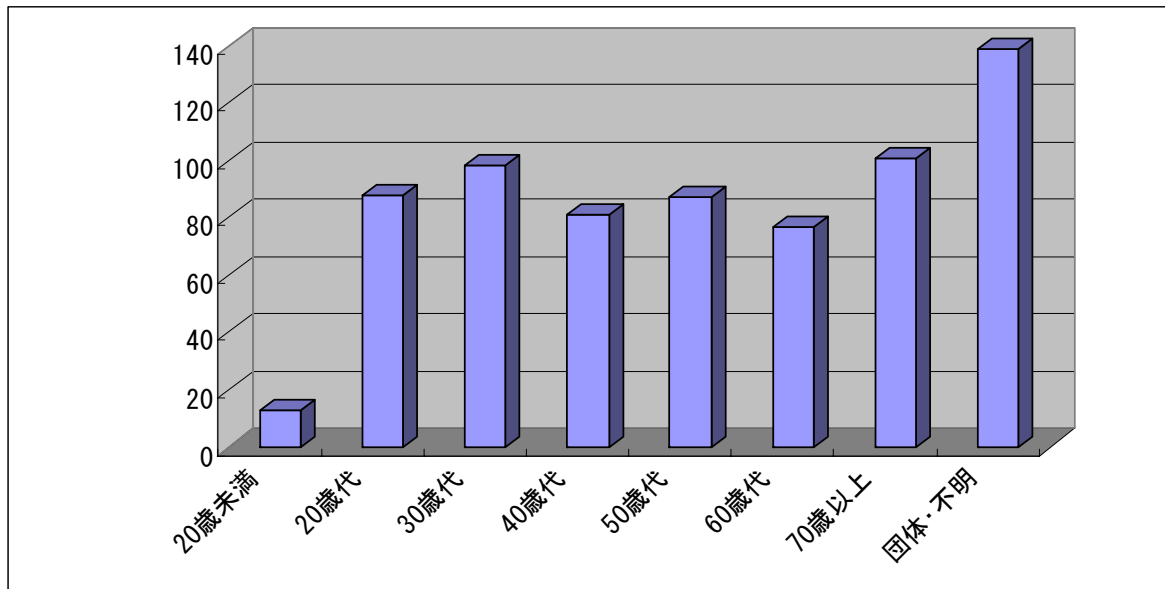
相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	123	17.98%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	105	15.35%	多重債務など
賃貸住宅	80	11.70%	敷金返還トラブル
食器・台所用品	22	3.22%	浄水器など
文具・事務用品	22	3.22%	電話機類, パソコン機器類
書籍・印刷物	21	3.07%	同窓会名簿, 紳士録
教室・講座	13	1.90%	英会話教室など
その他の教養・娯楽	13	1.90%	パチンコ攻略法など
生命保険	12	1.75%	契約・保険金支払トラブル
自動車	10	1.46%	販売・修理のトラブルなど
理美容	10	1.46%	エステサービスなど
その他	253	36.99%	
合計	684	100.00%	

年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体不明	合 計
件 数	13	88	98	81	87	77	101	139	684
構成比	1.90%	12.87%	14.33%	11.84%	12.72%	11.26%	14.77%	20.32%	100%



2 「消費生活週末（土・日）電話相談」の実施状況について

京都市では、身に覚えのない架空請求ハガキが届く等、消費生活に関する電話相談を、毎週土曜、日曜に実施しています。

消費生活週末（土・日）電話相談においては、相談者に対して、当面の対処方法や一般情報の提供を行うとともに、事業者とのあっせんが必要な場合などは、必要に応じて府・市の消費生活相談窓口等を紹介しています。

契約等について不安や疑問を持つ方からは「（相談員の助言を受け）不安が解消した。」「週末を安心して過ごせる。」等の感謝の声が多く寄せられており、この度、一年間の相談状況を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、この事業は、平成17年4月から京都府と共同で行っているものです。

1 受付状況

平成19年4月～平成20年3月までの相談件数は、1,162件（期間中の相談日数103日、1日当たり約11件）と前年とほぼ同数の相談が寄せられました。

「不当請求・架空請求」の相談件数は前年とほぼ同数の436件と落ち着いていると言えますが、引き続き全体の約38%を占めていることもあり、今後も注意が必要です。「融資サービス」の相談件数については、多重債務の問題に関心が高まっていることもあり、昨年より16件増加し、97件の相談が寄せられています。また、大手外国語教室の関連で「教室・講座」の相談件数は48件であり、前年の25件に比べ急増しました。

(1) 商品・役務別相談件数

商品・役務名	19年度		前年度比較			
	件数 (A)	構成比	18年度		増減数 (A-B)	前年 増減比 (A÷B)-1
			件数(B)	構成比		
不当請求, 架空請求等	436	37.5%	434	36.5%	2	0.5%
融資サービス	97	8.3%	81	6.8%	16	19.8%
賃貸住宅	58	5.0%	65	5.5%	▲ 7	-10.8%
教室・講座	48	4.1%	25	2.1%	23	92.0%
学習教材	29	2.5%	24	2.0%	5	20.8%
その他	494	42.5%	561	47.1%	▲ 67	-11.9%
総件数	1,162	100.0%	1,190	100.0%	▲ 28	-2.4%

(2) 相談者の年齢構成等

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体不明	合計
件数	40	263	273	238	182	136	30	40	1,162
構成比	3.44%	22.63%	23.49%	20.48%	15.66%	11.70%	2.58%	3.44%	100%

(3) 相談者の男女別構成

男性 533名 女性 624名 団体・不明 5名

(4) 相談者の居住地別構成

京都市内 750名, 京都市外 354名, 他府県等 58件

2 相談事例

- (1) 携帯電話に, 出会い系サイトの利用料が未払いであるという身に覚えのないメールが届いた。
- (2) 損害賠償提起通知書という文書が法律事務所から届いた。通信販売代金が未納のため訴訟するという内容であり, 不審だ。
- (3) 英会話教室の契約をして頭金を支払ったが, 講師不足で開講できないという連絡があった。クーリング・オフしたい。
- (4) 「借金を一本化する。」という情報を見て連絡し, 業者に指示されたとおりサラ金からお金を借りて振り込んだところ, 業者と連絡が取れなくなった。
- (5) 賃貸マンションに入居する際の契約書に, 「退去時, 一切の回復費用は敷金から差引く」とあるが, 退去時に, 請求された額を支払わなければならないのか。
- (6) エステのキャンペーン広告を見てお店に行ったところ, 30万円の契約を勧められて契約した。支払いに困っている。
- (7) 家庭教師付き教材の契約をしたが, 業者が倒産してサービスが受けられなくなった。支払いを止めたい。
- (8) 訪問販売で, 点検修理サービスの業者が来て3時間も粘られた。契約してしまったが, 解約したい。

3 製品事故に関する情報

「ベビーカー（点検のお願い・交換用部品送付）」について（新着）

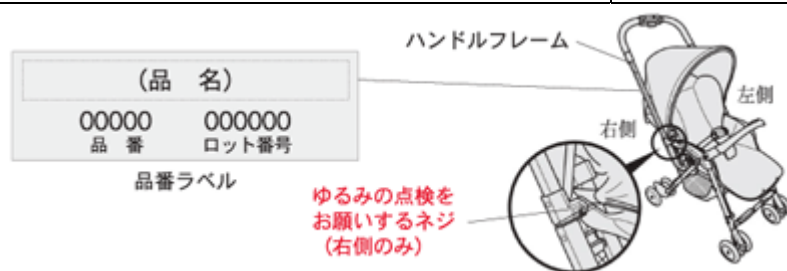
アップリカ育児研究会アップリカ葛西株式会社（以下、アップリカ）が生産された一部のベビーカーにおいて、ネジがゆるむ製品があることが判明しました。これらの製品をネジがゆるんだまま使用した場合、ネジの脱落等により、背もたれが傾くなどして、お子様の安全に支障をきたす恐れがあります。

つきましては、お手元の製品の品名を確認し、対象製品をお持ちの方は、下記点検方法を参照するか、アップリカのお問い合わせ窓口までご連絡をお願いいたします。

なお、ネジのゆるみが見つかった場合、交換用部品が送られるとのことですので、必ず交換用部品を使用してネジを締め付けるようお願いいたします。

<対象商品>

・ カルッコベッド メディカル アイtoアイ シリーズ(両対面)	・ ロイヤルプラム シリーズ(両対面)
・ 超軽量ふわっとベッド アイtoアイ シリーズ(両対面)	・ ユーロプラス シリーズ(両対面)
・ WなMini アイtoアイ シリーズ(両対面)	・ Medic Rev(メディック レヴ)シリーズ(両対面)
・ VERY ベリー Miniシリーズ(両対面)	・ ベビーカー工房 シリーズ(両対面)
・ ベビー クルーザー シリーズ(両対面)	・ マワール 4WFシリーズ(両対面)
・ ミラノライト 両対面 シリーズ	・ ショコラ シリーズ(両対面)

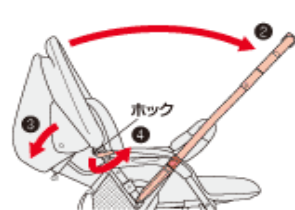


※ 品名、品番、ロット番号が記載されている「品番ラベル」は、製品の「ハンドルフレーム」に貼付されています。

<ネジの点検方法>



①ベビーカーを開きます。
※ベビーカーの操作方法は、取扱説明書をご参照ください。



③リクライニングを倒します。
④シートのホック(右側)を外します。



⑤ネジをプラス(+)ドライバーで左に回して、簡単にゆるまないかどうかをご確認ください。

<お問い合わせ窓口>

アプリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社（※アプリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社は、2008年4月1日にアプリカ育児研究会アプリカ葛西株式会社から全事業を譲渡されました。）

フリーコール 0120-545-370

<受付時間>

（2008年7月中）午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日も受付）

（2008年8月以降）午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

<国民生活センターのホームページ>

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080708_1.html

4 お知らせ

「振り込め詐欺救済法」の施行について

<「振り込め詐欺救済法」ってどんな法律？>

振り込め詐欺等の被害にあわれた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の支払手続きなどを定めた法律で、平成20年6月21日から施行されました。

対象口座（振込先口座）については、下記の預金保険機構のホームページで第1回目の公告が行なわれております。お心当たりのある方はご確認くださいとともに、振り込め詐欺にあわれた方は、振り込み先の銀行へお問合せください。

なお、第2回の公告は平成20年8月1日（金曜）に予定されています。

本手続きに関し、公共機関や銀行が手数料や保証金の振り込みを依頼したり、ATMで手続きを依頼することは一切ありませんので御注意ください。

<預金保険機構ホームページ>

<http://furikomesagi.dic.go.jp/>

被害金返還の対象となる預金口座は

毎月1日と16日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）に順次告知されます。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（^{さいむゼロ}多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

を御覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末（土日）電話相談へ

☎257-9002

午前10時～午後4時

平成20年度 第3回消費生活講座「くらしのなっとくゼミナール」開催について

京都市では、市民の皆様の安心・安全のための取組の一つとして、消費生活に関する最新の情報や制度等、くらしに役立つ情報を、専門家から直接情報提供する市民向け講座を開催しています。

この度、下記のとおり平成20年度第3回消費生活講座「くらしのなっとくゼミナール」を開催しますので、お知らせします。

- 1 日時 平成20年8月20日（水） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所 文化市民局市民総合相談課 研修室
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F 市民生活センター)
- 3 テーマ 「長寿社会に向けた生活設計ーマネープラン、保険、住まいを見つめなおすー」
 - (1) 講師 京都府金融広報委員会 金融広報アドバイザー 清水 幸一 氏
 - (2) 内容 長寿社会において、だれもが迎える老後の生活設計に関して、主に次の3つの分野から皆様に役立つ情報を提供します。

ア 賢いお金の使い方を中心にした「お金」の分野

イ 保険等の金融商品に対する考え方を中心にした「保険」の分野

ウ 住まいについてライフプランから考える「住まい」の分野

- 4 定員 80名（先着順）
- 5 参加費 無料
- 6 申込方法 電話、FAX又は電子メールのいずれかにより、①参加者氏名②住所③電話番号を「京都いつでもコール」まで御連絡ください。
- 7 締切 平成20年8月18日（月） 定員になり次第締め切ります。



- 6 応募先 京都いつでもコール（京都市市政情報総合案内コールセンター）
午前8時～午後9時（年中無休）

電話 075-661-3755

FAX 075-661-5855

電子メール（送信フォームを御利用ください。）

パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>



平成20年7月発行 京都市印刷物 第204248号